

医療的ケア児保育支援事業

(旭川市特別支援保育事業)

旭川市では、日常生活および社会生活を営むために、吸引や経管栄養等の医療的ケアを必要とする児童の保育施設での受入れを行います。

実施施設

常時、看護師を配置して医療的ケア児の受入れに対応する施設です。

旭川市立神楽保育所

旭川市神楽4条8丁目419-1

☎0166-61-2431

旭川あかしあ認定こども園

旭川市末広東2条9丁目1-5

☎0166-57-6400

※上記の2施設以外を希望される場合はこども育成課まで御相談ください。

(事業対象施設：認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所)

利用対象者

旭川市民で経管栄養、吸引、導尿、人工呼吸等の医療的ケアを必要とし、施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定(1号・2号・3号認定)を受けて、事前協議で受入れ可能と判断された0歳から就学前の児童

利用時間

児童への影響を考慮し、保育時間は1日8時間以内(教育時間は1日4時間以内)を原則としていますが、保護者の就労状況や児童の状況、保育施設の受入れ体制により決定します。

申込方法

申込前にご希望する保育施設との事前協議が必要になります。

(相談から入所決定の流れは裏面参照)

詳しくはこども育成課までお問い合わせ下さい。



【申込受付場所・お問い合わせ先】

旭川市7条通9丁目 旭川市総合庁舎3階
旭川市子育て支援部こども育成課保育給付係
電話 0166-25-9845 (直通)



◀詳細はコチラ
旭川市HP

旭川市 特別支援保育 検索

相談から入所までの流れ

1 入所相談・園見学等

こども育成課や園など関係各所への事前相談、状況に応じて園見学を行ってください。
相談を受けた機関が関係各所へ情報提供を行い、こども育成課が園との調整を行います。

2 事前協議

次の書類をこども育成課に提出してください。

- ①利用事前調査票（様式第4号）
- ②主治医意見書・指示書（様式第5号）※主治医に依頼する書類になります。
- ③同意書（様式第3号）

書類提出後に事前協議において、書類等内容に基づいて受入れの可否を決定します。
なお、状況に応じて体験入園を行う場合があります。

3 申込受付

事前協議の結果、希望施設での受入れが可能と判断された場合に保育の利用申込みを行います。
また、保育利用の申込みに合わせて、特別支援保育の申込みを受付けます。
必要書類については、こども育成課で発行している「教育・保育施設等のしおり」をご覧ください。

4 利用調整

こども育成課で希望する施設に空き状況を確認します。受入枠がある場合、保護者の就労状況や家庭状況に基づき利用調整を行います。利用調整の結果、利用内定者に該当した場合、保育観察を行います。

5 利用決定

利用調整の結果、お子さんの入所が決定した場合、市から入所承諾の通知書をお送りします。

6 入所

施設での入所説明を経て入所となります。



【利用に当たっての注意事項】

- 希望施設との事前協議において、集団保育が著しく困難である場合や施設で受入れ体制が取れないなどの理由で利用ができない場合があります。
- 利用日数、保育時間については入所決定後に施設との協議によって決定します。
- 保育利用(2・3号認定を受ける場合)の場合は、2月以降の利用希望が最終の申込み(毎年12月後半)となるため、11月までにこども育成課に事前相談を行ってください。